

納税（納付）証明書の添付について

- 課税業者、非課税業者の区分にかかわらず、全ての業者について下記の納税（納付）証明書の添付が必要です。

町内業者

1 申告所得税又は法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書

- 個人の場合：納税証明書（その3の2）

「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと

- 法人の場合：納税証明書（その3の3）

「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと

- 交付請求先：本社の所在地を管轄する税務署

2 町税の納税証明書（町税及び国民健康保険税）

- 法人の場合：代表者が町内在住の場合は、会社と代表者個人の納税状況に未納の税額がないこと

- 個人の場合：代表者が町内在住の場合は、代表者個人の納税状況に未納の税額がないこと

- 交付請求先：平群町役場 税務課
（国民健康保険税の納税がある場合 健康保険課）

3 水道料金納付証明書 未納がないこと

交付請求先：平群町役場 上下水道課

※ 2・3について、ご請求の際に概ね2週間以内に納付された場合は、納付確認に時間を要する場合がありますため、お手数ですが領収済の納付書等をご持参頂きますようお願いいたします。

町外業者

1 申告所得税又は法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書

- 個人の場合：納税証明書（その3の2）

「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと

- 法人の場合：納税証明書（その3の3）

「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと

- 交付請求先：本社の所在地を管轄する税務署

2 県税の納税証明書

- 県内に事務所（本社又は営業所）を有する場合

奈良県の県税事務局長が発行する県税に滞納の税額がないこと

法人にあっては、法人設立等を提出していない場合は発行されません。

- 県内に事務所（本社又は営業所）を有しない場合

本社所在の都道府県の都（道府県）税事務局長が発行する、都（道府県）税に滞納の税額がないこと

※印鑑証明書、納税証明書、住民票などの証明書は申請日の3ヶ月以内のもの